

# 事業継続と法環境研究会 2017年度 第6回会合 (議事録)

## 1. 会合概要

- (1) 開催日時 : 2017年10月16日(月) 18:30-20:00
- (2) 場所 所在地 : 東京都港区西新橋 2-11-5 TKK 西新橋ビル7階  
会場名 : シーマ・ラボ・ジャパン株式会社会議室
- (3) 今回の議長役 : 上田(座長)
- (4) 議事録作成者 : 前田
- (5) 今回の幹事 : -
- (6) 出席者 : 4名 欠席者 : 8名

出席メンバー		出席メンバー		出席メンバー	
1. 座長 上田 悦久	<input checked="" type="checkbox"/>	6. 篠原 秀一 X	<input type="checkbox"/>	11. 多田 隆志	<input type="checkbox"/>
2. 副座長 前田 もろび	<input checked="" type="checkbox"/>	7. 杉原 利典(大阪)	<input type="checkbox"/>	12. 久保田 純一	<input type="checkbox"/>
3. 井上 修一 X	<input type="checkbox"/>	8. 畠田 孝子(大阪)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
4. 及川 学	<input type="checkbox"/>	9. 波多野 肇	<input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
5. 志方 宣之	<input checked="" type="checkbox"/>	10. 二階堂 洋 X	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

## (7) 主要な決定事項

- ① 各項目の作成が完了したので、次回は“経営者が納得する説明になっているか”という視点で、内容の見直しをしていく。
- ② 各自の作業分担(全て完了)

### 【作業分担】

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
波多野 <small>済</small>	上田 <small>済</small>	井上 <small>済</small>	波多野 <small>済</small>	小友 <small>済</small>	小友 <small>済</small>	志方 <small>済</small>
⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	
上田 <small>済</small>	上田 <small>済</small>	井上 <small>済</small>	志方 <small>済</small>	前田 <small>済</small>	前田 <small>済</small>	

## (8) 次回開催予定

- ① 開催日時 : 2017年11月13日(月) : 18:30-20:00
- ② 場所 所在地 : 東京都港区西新橋 2-11-5 TKK 西新橋ビル  
会場名 : シーマ・ラボ・ジャパン株式会社
- ③ テーマ : 作成した資料の見直し作業

## (9) 配付資料

- ・提案書式\_1016版

## 2. 議事内容

### (1) “⑦お客様管理”、および、“⑪政府・自治体”についての討議

→ 討議の結果は、提案書式\_1113 版に反映し、次回の研究会にて配付予定。

(主な議論)

#### 【お客様管理】

- ・ 外資系企業では、BCP 策定を取引条件にしている事例がある(契約書に策定を要求する文言有)。その場合は新規契約においての失注リスクがあると考えられる。
  - 国内の例では、四国地方整備局が公共工事の落札に関わる評価項目に“BCP”を入れている事例があるので、併記して欲しい(四国建設業 BCP 等審査会の認定が評価対象)。
- ・ 重要顧客から BCP 開示要求があった場合、法的義務はないが、実務上は開示する場合もある(BCP 文書の提供やメモは不可。対面の場で BCP を閲覧させる等)。
- ・ 事前対策の不備による事業中断で「履行遅延」が発生した場合は、BCP の有無(内容も含む)に関係なく、債務不履行となり賠償責任を問われる。

#### 【政府・自治体】

- ・ 以下の項目は、課題/問題の内容が不明確、または、回答の作成が困難なため、削除する。
  - 「ガイドラインではなく法制度にできないか?」/「地域の防災活動に参加しない企業の責任」/「企業間の BCP 連携を強化する社会の取組みが必要では?」/「監督官庁への報告義務違反」/「自治体自身の BCP 未策定」。
- ・ BCP 策定の公的支援の例としては、政策投資銀行の融資格付けが挙げられる。また、東京都などが無料で実施している中小企業への BCP 策定支援活動もある。
- ・ 自治体との災害時援助協定締結、遵守に関するリスクは、要求に対応できない場合でも強制されることはない。ただ、災害時の指定公共機関に指定された企業が自治体に対し、災害時援助協定を複数締結した場合、提供する物資の量(必要量に対する)や提供の優先順位をどうするのかについて、各企業に検討・対応が求められるという問題がある。

## 3. 次回の討議 (予定)

- (1) “経営者が納得する説明になっているか”という視点で、内容の見直しを実施。
- (2) 今回の討議による修正版を次回に提出予定。
- (3) これまでの討議内容も踏まえ、各自で見直しを実施しておく。

## 4. その他

特になし

以上